明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○工業標準化法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一

○産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（同二）　四

○工業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（同三）　八

〔省　令〕

○容器保安規則等の一部を改正する省令（経済産業六一）　一〇

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六二）　三五

〔告　示〕

○電磁的方法による保存を行う場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示（内閣府・総務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　三七

○電子情報処理組織を使用して申出又は提出を行う者の使用に係る電子計算機の基準（同二）　二六

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学二二二）　二七

○電子情報処理組織を使用して申出又は提出を行う者があらかじめ提出すべき書面等の様式を定める件（経済産業二一八）　二九

○平成九年通商産業省告示第百五十号及び平成二十八年経済産業省告示第百八十四号の一部を改正する告示（同二一九）　三一

○高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（同二二〇）　三三

〔公　告〕

裁判所
諸事項　三三

特殊法人等
破産、免責、再生関係　四四

地方公共団体
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、中日本高速道路株式会社工事区間変更・料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四四

会社その他
行旅死亡人関係　五〇

会社決算公告　五二

府令・省令

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

工業標準化法施行規則の一部を改正する命令

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

工業標準化法施行規則（昭和二十四年通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
産業標準化法施行規則 （関係大臣） **第一条**　主務大臣は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条並びに第二十一条第一項及び第四項に規定する権限を行使する場合には、法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる産業標準に関し、次の表の上欄に掲げる鉱工業品については同表の下欄に掲げる大臣に協議しなければならない。 ［表　略］	工業標準化法施行規則 （関係大臣） **第一条**　主務大臣は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条、法第十二条第二項、法第十三条第二項、法第十四条、法第十五条並びに法第十八条第一項及び第四項に規定する権限を行使する場合には、法第二条第一号から第五号までに掲げる工業標準に関し、次の表の上欄に掲げる鉱工業品については同表の下欄に掲げる大臣に協議しなければならない。 ［表　略］